

# 十日町市まちづくり基本条例

---

[解説編]

平成 26 年 9 月

十日町市

## 十日町市まちづくり基本条例（案） 【解説】 目次

項 目	ページ
前文	1 ページ
第1章 総則	
第1条 目的	2 ページ
第2条 条例の位置付け	2 ページ
第3条 定義	3 ページ
第2章 基本原則	
第4条	4 ページ
第3章 市民	
第5条 市民の権利	5 ページ
第6条 市民の役割	5 ページ
第4章 市議会	
第7条 市議会の役割及び責務	6 ページ
第8条 市議会議員の責務	7 ページ
第5章 行政	
第9条 行政の責務	7 ページ
第10条 市長の責務	8 ページ
第11条 市職員の責務	9 ページ
第6章 行政運営	
第12条 総合計画	9 ページ
第13条 財政運営	10 ページ
第14条 財産管理	10 ページ
第15条 行政組織	11 ページ
第16条 行政評価	11 ページ
第17条 情報共有	12 ページ
第18条 個人情報の取扱い	12 ページ
第19条 危機管理	12 ページ
第7章 協働	
第20条 協働の推進	13 ページ
第8章 まちづくり	
第1節 まちづくりの方針	
第21条	13 ページ
第2節 ふるさとを育むまちづくり	
第22条	14 ページ
第3節 雪とともに生きるまちづくり	
第23条 雪との共生	14 ページ
第24条 雪を生かしたまちづくり	14 ページ
第25条 雪国文化の継承	15 ページ
第4節 やさしさと支え合いを育むまちづくり	
第26条 健康福祉	15 ページ
第27条 子育て支援	15 ページ
第5節 豊かさと活力あるまちづくり	
第28条 産業振興及び定住促進	16 ページ
第29条 観光交流	16 ページ
第30条 芸術文化及びスポーツの振興	16 ページ
第6節 環境の保全と安全・安心なまちづくり	
第31条 自然との共生	17 ページ
第32条 地域循環型社会の構築	17 ページ
第33条 快適な生活環境の確保	17 ページ
第34条 安全・安心の確保	17 ページ
第9章 地域自治	
第35条 地域自治の尊重	18 ページ
第36条 地域自治組織	18 ページ
第10章 住民投票	
第37条	19 ページ
第11章 国、県等との連携	
第38条	20 ページ
第12章 雑則	
第39条 条例の検証	21 ページ
第40条 委任	21 ページ

## 前文

私たちのまち十日町市は、美しい里山と豊かな食をもたらす肥沃な大地に恵まれ、大河信濃川が流れる自然と人々の暮らしが調和したまちです。

その歴史は、国宝火焰型土器群に象徴されるように太古の昔まで遡ります。名だたる豪雪地にあって、先人たちは雪と闘い、自然の恵みを受けながら、農を育み、織物などの産業を興し、独自の歴史や伝統文化などを築き発展してきました。

そして今、十日町市は、広域合併による新市としての一体感の醸成を図りつつ、度重なる災害の経験を踏まえて、持続可能で、かつ、多様な地域性を生かしたまちづくりを進めています。

私たちは、脈々と受け継がれてきた財産を更に高め、新たな魅力を育てて、愛着と誇りを持って住んでいけるまちを未来に手渡さなければなりません。

そのため、私たちは、お互いの信頼と尊重の下、市民がまちづくりの主役であることを共有し、協働してまちづくりに取り組みます。このことを基本理念とし、ここに、まちづくりの基本原則及び方針を掲げ、市民、市議会及び行政の役割等を定めた十日町市のまちづくりの基本となる条例を制定します。

### 【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な考え方を掲げるものです。十日町市の特性、目指すべき姿を述べ、市民を主役とし、協働によって住み継がれるまちづくりを進めていくための拠所としてこの条例を制定することを謳っています。ここで使用する「私たち」とは、市民、市議会及び行政（市長を含めた執行機関）のことを指しています。
- ・第1段落は、十日町市が持つ豊かな自然環境などの特性を述べています。日本一の大河信濃川に代表される水資源、その源となる里山や森林資源にも恵まれ、市内に広がる肥沃な農地から生み出される多彩な「食」は十日町市が誇る魅力となっています。
- ・第2段落は、十日町市の歴史的背景について述べています。はじめに、十日町市の歴史は遠く火焰型土器がつけられた時代にまで遡れることを明記しています。次に、十日町市は日本有数の豪雪地帯であることを述べ、この地で生活を営んできた人々は雪と闘い、豊かな自然環境がもたらす恵みを楽しみながら、織物に代表される産業を興して発展してきた歴史、文化に触れています。
- ・第3段落では、この条例を制定するに至った時代背景を述べています。ひとつ目は、平成17年の市町村合併によって新市「十日町市」としてスタートを切ったことです。ふたつ目は、中越大震災などの震災、豪雪、集中豪雨など度重なる災害を経験し、自助、共助、公助の面からの役割分担の重要性が認識されてきたことです。これらのことを踏まえ、新市としての一体感の醸成を図りつつ、持続可能な地域社会の構築を目指し、各地域の個性を生かしたまちづくりを進めてきたことに触れています。
- ・第4段落では、十日町市が誇る自然、歴史、伝統文化などのかけがえのない財産を市民みんなで共有し、その価値をさらに高め、また新たな宝物を生み出し、これを未来に伝えていくことの大切さを強調しています。

- ・第5段落では、ここまでの記述を受け、十日町市を住みよいまちとして20年後、30年後に引き継いでいくために、市民一人ひとりが主体的に参画し、協働してまちづくりに取り組むことを十日町市におけるまちづくりの基本理念として前文に掲げ、まちづくりの基本となるこの条例を定めることで結んでいます。

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この条例は、十日町市におけるまちづくりの基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政の役割等を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって住みよい十日町市の実現を図ることを目的とする。

### 【解説】

- ・本章は、この条例全体に共通する一般的事項を規定するもので、条例制定の目的や、この条例の位置付け、使用されている用語の定義を定めています。
- ・第1条は、この条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例制定の目的を明らかにしています。
- ・本条例は、協働を手段としてまちづくりを推進し、住みよい十日町市の実現を図ることを目的としています。
- ・この目的を達成するためには市全体の力を結集する仕組みが必要なことから、そのための基本的な事項や、市民、市議会及び行政が担う役割を明らかにすることを定めることとしています。
- ・ここでいう「基本的な事項」とは、まちづくりを進めるうえで市全体が共有するべきまちづくりの基本原則や方針などを指しており、十日町市のまちづくりの約束事といえます。

### (条例の位置付け)

**第2条** この条例は、十日町市のまちづくりの基本となる条例であり、市民、市議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

**2** 市は、条例及び規則の制定、改廃及び運用並びに各種計画の策定に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

### 【解説】

- ・第2条は、十日町市における本条例の位置付けを明確にし、その性質を明らかにしています。
- ・第1項は、この条例が十日町市のまちづくりの基本となる条例であることを明らかにし、市民、市議会及び行政の三者にこの条例の趣旨を尊重することを求めています。
- ・第2項は、条例や規則の制定、その改正や運用はもちろんのこと、付随する様々な計画の

策定においても、本条例と整合を図るよう立法機能を司る市議会と執行機能を持つ行政に求めています。

- ・この条例における「市」とは、市議会及び市の執行機関を含めた法人としての地方公共団体のことをいいます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 協働 市民、市議会及び行政が、対等な関係性の下、適切な役割分担により、相互の立場を尊重し、補完し合いながら、協力することをいう。
- (3) まちづくり 住みよい十日町市を実現するために行われる全ての取組をいう。
- (4) 地域自治 地域において、市民が自らの判断と責任においてまちづくりを行うことをいう。

【解説】

- ・第3条は、この条例に使われている用語のうち、特に共通の認識を持つ必要がある用語の意味、内容等を定義するものです。
- ・第1号の「行政」は、地方自治法に規定されている執行機関のことをいいます。なお、市長は、十日町市を統轄し、代表する存在ですが、行政の執行機関の一つとして位置付けることもあります。
- ・第2号の「協働」は、市民、市議会及び行政が対等な関係の下で、適切な役割分担により、互いの立場を尊重し、補完し合いながら協力することをいいます。なお、協働の形態（補助、後援、共催、委託など）、段階（企画、実施、評価など）は、事案により異なります。但し、いずれの形態、段階においても共通の目的を持ち、対等な関係の下、適切な役割分担により、互いに補完し合うことが基本となります。
- ・第3号の「まちづくり」は、市民生活のあらゆる分野において、住みよい十日町市を実現するために行われるすべての取組のことをいいます。
- ・第4号の「地域自治」は、地域を舞台として、市民が主体となったまちづくりを行うことをいいます。
- ・この条例は、前文に掲げるとおり、まちづくりの主役は市民であることを基本理念としています。まちづくりは、十日町市に住所を有し、住む人に限らず、NPO法人や市民活動団体のほか事業所等の法人、市内に通勤、通学する人たち、ふるさと納税により支援くださる方やプロモーション大使、ボランティアに訪れる学生なども含め、様々な主体によって支えられています。市民ニーズの多様化が進む現代において、いずれの主体も十日町市のまちづくりの一端を担い、支える主体であることを共通の認識とするために、この条例では、「市民」を定義していません。このことから、現実の行政サービスの提供の対象や範囲、

まちづくりへの参加方法などは、法令や規則など個別のルールに則って解釈することになります。

## 第2章 基本原則

**第4条 市民、市議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づき十日町市のまちづくりを推進するものとする。**

- (1) 相互理解の下、信頼関係に基づく連帯と協働を図りながら、公共的な活動に共に取り組むこと。
- (2) 地域が有する人材、文化、自然等の資源及び経験を生かした暮らしの実現に共に取り組むこと。
- (3) まちづくりを進めるに当たって、必要な情報の共有に共に取り組むこと。

### 【解説】

- ・本章は、本条例の制定目的である住みよい十日町市を実現するために、市全体で共有するまちづくりの基本原則を定めています。
- ・第4条は、市民、市議会及び行政の三者が、本条に定める基本原則に基づいてまちづくりを推進することを規定したものです。
- ・第1号は、市民、市議会及び行政の三者が、互いに理解し合い、その信頼関係の下で、適切に役割分担をしながら、一体となって地域社会の課題解決に取り組むことを基本原則としています。(協働の原則)
- ・第2号は、人材や歴史・文化、自然などの全ての地域資源、そして、市民がこれまで培ってきた様々な経験(産業、福祉、教育、文化、環境、交流、災害など)を、これからのまちづくりに生かしていくことを基本原則の一つとしています。(地域資源活用の原則)
- ・なお、地域が有する人材とは、まちづくりに関わる様々な技能、知識等を持つ人々をいいます。文化とは、火焰型土器や、現在に継承されている伝統行事も含め、先人たちが築いてきた地域固有の価値観、思考、風習を示し、雪国の暮らしで培われた知恵や工夫も含まれます。自然とは、水資源やその源となる森林環境、そして観光などにおいて新たな価値観を創出する里山の美しい景観などを指しています。経験とは、様々な分野、場面から学習することができた技能、知識のほか、これまでのまちづくりの取組実績から磨き上げてきた手法も含めたものをいいます。
- ・第3号は、市民、市議会、行政が一体となったまちづくりを進めるために、情報の共有に取り組むことを基本原則としています。(情報共有の原則)
- ・但し、全ての情報について情報の共有ができるというのではなく、本条例の第17条、第18条にも示すとおり、一定のルールの下で情報の公開と個人情報の保護を図られます。

### 第3章 市民

#### (市民の権利)

第5条 市民は、相互に尊重しながら安全・安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、行政が提供するサービスを楽しむことができる。

3 市民は、市政に関する情報の共有を求めることができる。

#### 【解説】

- ・本章は、まちづくりの主役である市民が、主体的にまちづくりに参画するために特に必要な権利を明らかにするとともに、住みよい十日町市の実現のために市民が担う役割を規定しています。「市民の権利」及び「市民の役割」は、表裏一体の対の関係にあります。
- ・第5条は、まちづくりを進めるうえで、市民が必要とする基本的な権利を定めています。
- ・第1項は、何よりも安全・安心な生活が営まれてこそ、市民が主体的にまちづくりに参画することができることから、市民の基本的な権利として規定しています。
- ・第2項は、市民が行政サービスの提供を受けることを権利の一つとして規定しています。市民が受ける行政サービスの提供は、法令等で定められた範囲で受けることができるものであり、地方自治法第10条第2項に定められた「住民の権利」を踏まえた規定となっています。
- ・第3項は、第4条第3号に定める「情報共有の原則」を踏まえ、市民の権利の側面から市政に関する情報の共有を求める権利を規定したものです。市民が主体的にまちづくりに参画するためには、まちづくりに関する様々な情報が必要となります。情報の共有化は法令等に基づきます。(関連第17条、第18条)
- ・「市民の権利」は、日本国憲法第13条に定められた幸福追求権の理念なども踏まえて規定するものですが、市民の権利の全てを網羅するものではありません。まちづくりを進めるうえで、市民が主役として活躍するために必要となる環境や状態を基本的な権利として定めています。

#### (市民の役割)

第6条 市民は、相互に尊重しながら自らの言動に責任を持って、まちづくりへの参画に努めるものとする。

2 市民は、地域自治の担い手として、これを守り、育てることに努めるものとする。

3 市民は、安全・安心な暮らしを守る活動に主体的に取り組むことに努めるものとする。

4 市民は、自主的に健康の維持及び増進に努めるものとする。

5 市民は、行政が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担をしなければならない。

**6 市民及び市内に資産を有するものは、その所有する資産の安全かつ良好な管理に努めなければならない。**

**【解説】**

- ・第6条は、第5条に定める「市民の権利」と対の関係にあり、まちづくりにおける市民の役割を規定したものです。なお、本条に定める役割は、義務として強制されるものではなく、自主的・主体的に果たすべき役割として規定しています。
- ・なお、本条例では、市民がまちづくりの主役であるという基本理念から、市民がまちづくりに参画することを協働の前提として捉えています。このことを踏まえ、本条例では、まちづくりへの参画を市民の役割として規定しています。
- ・第1項は、市民の積極的なまちづくりへの参画を促す規定となっています。まちづくりに参画する際には、自らの主張や利害に偏らず、立場や状況が異なる様々な人への配慮と思いやりが求められます。市民が相互に尊重する関係の下で、自らの発言と行動に責任を持ったまちづくりへの参画を求める規定です。なお、本条は市民が主体的に果たすべき役割を規定したものであることから、まちづくりに参画しなかったことを理由に不利益を受けることはありません。
- ・第2項は、市民は地域社会の一員であることの自覚を促しています。地域における共同作業や様々な活動への参加を通じて、地域自治や共助の精神を育み、この精神を将来にわたり受け継いでいくことを求めた規定です。
- ・第3項は、犯罪や交通事故、度重なる災害など、安全・安心な暮らしを脅かす課題について、市民が主体的に取り組むことを求めた規定です。
- ・第4項は、市民が自主的に健康の増進に努めることを規定しています。医療制度に頼るだけでなく、自分の身体は自分で守り、日ごろから健康増進への意識を高く持ち、自主的に健康増進に努めることを求める規定です。
- ・第5項は、行政が提供するサービスには、それに応じた負担があることを明らかにする規定です。「応分の負担」とは、サービス提供に伴って発生する金銭的な負担に限らず、市民が守るべき共通のルールに従うことなど、様々な形の負担を指しています。
- ・第6項は、市内に資産を所有する個人、法人等に対して、責任をもってその資産の適正な管理に努めることを市民の役割として求めた規定です。
- ・「資産」には、不動産（土地・建物・立木など）、動産（自動車などの不動産でない有体物）などが挙げられます。空き家や空き地のほか、農地や山林など、放棄することで倒壊の危険や景観の阻害などが危惧されます。安全・安心な住みよい十日町市の実現のために不動産などを適正に管理することを所有者に求めた規定です。

## 第4章 市議会

**（市議会の役割及び責務）**

**第7条 市議会は、市民を代表する議決機関であり、市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を担うものとする。**

**2 市議会は、市民に広く情報を公開し、透明性の高い議会運営に努めなければならない。**

**【解説】**

- ・本章は、まちづくりの主体であり、市民を代表する機関でもある市議会とそれを構成する市議会議員の役割や責務を規定しています。
- ・第7条は、地方自治法で規定されている市議会の権限について、改めてその役割を確認することで市議会の機能を明らかにするとともに、市民の代表である市議会議員によって構成される市議会がまちづくりにおいて担う責務について述べています。
- ・第1項は、市議会は、市民の代表であり、市長と並んで二元代表制の一翼を担う重大な責務を負う機関であることから、市政運営の基本的な事項を議決する権限を有し、市政運営を監視する機能を担うことを改めて本条例の中で明らかにしています。
- ・第2項は、第4条第3号に規定する「情報共有の原則」を踏まえ、市議会に関する様々な情報を市民に分かりやすく、積極的に伝え、開かれた議会運営を求めたものです。

**(市議会議員の責務)**

**第8条 市議会議員は、議員としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。**

**【解説】**

- ・第8条は、市議会議員の責務を規定しています。
- ・市議会議員は、市民の様々な意見を受け止め、市議会の場での審議等に生かしてくれることを期待されています。市民の代表として、総合的な視点に立って十日町市全体の利益を見据えた公正・誠実な職務の遂行が求められることを定めています。
- ・また、市議会議員は、十日町市の重要な案件を審議するとともに、自ら政策を立案し提案する権限も持っていることから、自らの審議能力や政策立案能力向上の努力を求めています。

## 第5章 行政

**(行政の責務)**

**第9条 行政は、広く市民の意見を聴き、透明性の高い行政運営に努めなければならない。**

**2 行政は、市民に公正かつ効率的で質の高い行政サービスを提供するよう努めなければならない。**

**【解説】**

- ・本章は、行政、市長、市職員の責務を定めています。
- ・第9条は、行政の責務のうち、特に重要と考えられること、あらためて市民に示しておくべきことを規定しています。
- ・責務を定めた条文であることから、文末は「～なければならない」という表現で統一しています。これは、第10条、第11条も同様です。
- ・第1項は、行政は市民の意見を真摯に受け止め、透明性の高い行政運営を行うことを求めています。
- ・第2項は、行政は市民を第一に考え、公正で、最小の経費で最大の効果が挙げられるような行政サービスを提供することを定めたものです。

#### (市長の責務)

- 第10条 市長は、十日町市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
- 2 市長は、市民の意向を的確に把握し、自らが行おうとする政策を分かりやすく市民に説明するよう努めなければならない。
  - 3 市長は、施策の推進に当たっては、効率的かつ効果的に取り組まなければならない。
  - 4 市長は、地域の魅力を積極的に情報発信し、地域の活性化に取り組まなければならない。
  - 5 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に積極的に取り組む市職員の育成に努めなければならない。

#### 【解説】

- ・市長には、市を統括し、市を代表する（地方自治法第147条）という意味と、市の執行機関（地方自治法第139条第2項）という2つの意味があります。
- ・第10条は、前条の行政の責務とは別に、市民から直接選挙によって選ばれ、基礎自治体としての市を統轄し、代表する存在として、市長の果たすべき責務の中で、特に重要と考えられる事項を規定しています。
- ・第1項は、市民の信託を受けた市の代表者（＝自治体の経営者）として、総合的な視点に立って市政の運営を行うことを定めています。
- ・第2項では、市長による広聴及び説明責任について規定しています。市民の意向を重要視し、その上で、政策にどのように反映させ、対処、具現化するのかについて、経過も含め説明することを求めています。
- ・第3項は、市長が施策を推進するに当たっては、無駄なく、最大の成果を挙げることを求めたものです。
- ・第4項は、市長はトップセールスマンとして、積極的に情報発信し、地域活性化に取り組むことを求めています。
- ・第5項にある、市職員に対する指揮監督は、執行機関でもある市長の権限として地方自治

法第154条に規定されていますが、ここでは、特に重要事項と考え、人材育成と併せ、定めたものです。

**(市職員の責務)**

**第11条** 市職員は、公正かつ誠実に、及び効率的かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

**2** 市職員は、積極的に施策の提案に努め、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上を図らなければならない。

**【解説】**

- ・第11条は、市長の補助機関として行政運営に携わる「市職員」に対し、職務を遂行する上での責務を定めています。「市職員」とは、地方公務員法に定める一般職の職員のほか、非常勤嘱託職員や臨時職員等、市長の指揮命令の下、具体的な事務に従事する者を意味します。「市職員」には副市長も含まれますが、市議会議員や各種審議会の非常勤の委員は含まれません。
- ・第1項は、公務員として当然の義務を定めたものです。
- ・第2項は、市職員自身が、市民の意向を踏まえた施策の提案に努め、高度化・専門化する市民ニーズに応えるため、自ら必要な知識や技術等を身に付けることを求めています。

注)「政策」と「施策」の違い

この条例では、「政策」とは、多岐に亘る行政課題にどのような方針及び理念で取り組むのかを、市長の構想として示されるものをいい、一方、「施策」とは、政策を実現するための様々な取組をいいます。

## 第6章 行政運営

**(総合計画)**

**第12条** 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

**2** 市長は、総合計画の進行管理及び評価を適切に行うとともに、その結果を市民に公表するものとする。

**【解説】**

- ・本章は、行政運営に必要な事項について定めています。
- ・第12条の総合計画とは、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、市の将来展望を描き、その実現に向けた行政運営の方向性などを総合的かつ計画的にまとめたものです。市では、総合計画を行政運営上の最上位計画として位置付けています。

- ・総合計画を軸とした計画行政による運営は定着していることから、この条例では、「総合計画」そのものは定義していません。
- ・第1項は、行政運営を総合的かつ計画的に行うため、市の目指すべき姿とその方策などを明らかにする総合計画を策定することを定めています。第2条第2項の規定から、総合計画の策定に当っては、この条例の趣旨と整合を図る必要があります。
- ・地方自治法（第2条第4項）では、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」を、議会の議決を経て定めることを義務付けしていましたが。しかし、国の地域主権改革の下、国から自治体に対する義務付け・枠付けの見直しに伴い、基本構想の法的な策定義務はなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられています。

注) なお、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、条例で引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することができます。

- ・第2項は、計画策定がゴールではなく、着実に進行しているか把握し、併せて評価を適切に行い、その結果を市民に公表することを定めたものです。

#### （財政運営）

第13条 市長は、中長期的な展望に立って、健全で効果的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政運営の透明性を確保するため、財政状況を公表しなければならない。

#### 【解説】

- ・第13条は、十日町市の財政運営に関する基本的な考え方を示しています。
- ・第1項は、市の行政運営が、将来にわたって、安定的に行われるためには、前条の総合計画も踏まえ、中長期的な展望に立ち（＝将来を見据え）、健全な（＝柔軟性、弾力性のある）財政運営を行う必要があることを定めています。
- ・第2項は、財政状況について、「十日町市財政事情の作成及び公表に関する条例」が定められていますが、財政がどのように運営され、どのような状況なのかを広く明らかにする必要性を強調したものです。

#### （財産管理）

第14条 行政は、保有する財産の適正な管理及び確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

#### 【解説】

- ・第14条は、市が有する財産（土地、建物、基金等）を常に良好な状態で管理し、目的に応

じた効率的な運用に努めることを求めています。

**(行政組織)**

**第15条** 行政は、効率的かつ機能的で市民に分かりやすい組織の編成に努めなければならない。

**2** 行政は、社会経済情勢の変化に対応することができるよう、組織内の横断的な連携調整を図るものとする。

**【解説】**

- ・第15条は、行政運営を行う上での組織のあり方について定めています。
- ・第1項は、効率的で機能的な行政サービスが提供できるよう、市民目線を第一に考えた分かりやすい（例：係名から業務内容を推測できるなど）組織編成を図ることを定めています。
- ・第2項は、あらゆる変化に対しても、それぞれの担当部署が互いに横断的な連携調整を図り、事務事業を的確に処理することを定めたものです。

**(行政評価)**

**第16条** 行政は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、行政評価を実施するものとする。

**2** 行政は、行政評価の実施に当たっては、内部評価を行うほか、市民、有識者等による外部評価制度のしくみを整備するものとする。

**3** 行政は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて行政運営の見直しを行うものとする。

**【解説】**

- ・第16条は、行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、行政運営に反映させることについて定めています。
- ・第1項は、効率的で効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施することを定めています。
- ・第2項は、行政評価の実施に当たっては、市民及び第三者の視点に立った外部評価の仕組みを整備することを規定したものです。この条例が制定された後に、市民、有識者等による外部評価制度の実現に向け速やかに対応することが必要となりますが、平成25年度において、「十日町市行政改革推進委員会」が、外部評価による行政評価を試行しています。
- ・第3項は、「情報共有の原則」（第4条第3号）に基づき、行政評価の結果を市民に公表し、必要により行政運営の見直しを行うことを規定しています。

(情報共有)

第17条 行政は、保有する情報を市民と共有するよう努めなければならない。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・第17条は、行政の保有する情報について、市民との共有に努めることを定めています。
- ・第1項は、第4条第3号に定める「情報共有の原則」、第5条第3項では、市民が情報の共有を求めることができるとしていることから、行政は適切に情報公開を行い、その共有に努めることを定めています。
- ・第2項は、既に制定されている「十日町市情報公開条例」を指します。「情報の共有」は、「情報の公開」があって実現するものであり、無条件に共有を図るものではありません。

(個人情報の取扱い)

第18条 行政は、市民の権利及び利益が不当に侵害されることのないよう、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・第18条は、行政が保有する市民の個人情報の取扱いについて定めています。
- ・第1項は、行政が保有する情報の中でも、個人情報は特に慎重な対応が求められることから、適正に取り扱わなければならないことを定めています。
- ・第2項は、既に制定されている「十日町市個人情報保護条例」を指します。

(危機管理)

第19条 行政は、市民と連携し、災害その他の緊急事態に備え機動的に対応できる環境の整備に努めなければならない。

2 防災に関し必要な基本的事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・第19条は、不測の事態に備え、市民の生命財産を守るため、行政が果たすべき危機管理について定めています。
- ・第1項は、地震・豪雪・豪雨などの自然災害のみならず、原子力発電所事故・武力攻撃等も含めた有事に備えて、市民と連携して、安全・安心の確保のために迅速に対応できる環境整備に努めることを規定しています。
- ・第1項において、「環境の整備」としたのは、行政の「体制を整備」したことによる公助だけでなく、自助・共助が不可欠であることを踏まえたものです。
- ・第2項は、度重なる災害に見舞われた経験から、既に策定済みの「地域防災計画」だけで

はなく、防災・危機管理に関して、各分野の役割分担を明記した条例が必要との見地に基づき、本条例とは別に条例を定めることを規定しています。

## 第7章 協働

### (協働の推進)

第20条 市民、市議会及び行政は、この条例に定める基本原則に基づき、協働の推進に向け必要な環境づくりに互いに努めるものとする。

2 行政は、協働の推進に当たっては、市民の自発的なまちづくりの活動を促進するため、活動に参加する市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

### 【解説】

- ・本章は、住みよい十日町市の実現のための手段である協働について規定しています。本条例の基本理念である協働によるまちづくりを推進するために、市民、市議会及び行政に求められる姿勢を明らかにしたものです。
- ・第20条は、この条例の根幹である協働によるまちづくりを推進するため、市民、市議会及び行政の基本的な姿勢、取組などについて謳っています。十日町市においては、新たな公共の担い手として、地域自治組織、NPO法人、地域づくり団体などの活動が着実に根付いてきており、一層の充実に向けた役割分担に努めることとしています。
- ・第7章に協働を置いたのは、第8章のまちづくりを協働によって推進するという姿勢を示したものです。
- ・第1項は、協働の推進にあたっては、この条例の第4条第1号の「協働の原則」に基づき、そこに「地域資源活用の原則」(同条第2号)、「情報共有の原則」(同条第3号)の視点も入れながら、多岐に亘るまちづくりに市民、市議会及び行政が一丸となって取り組むために、市民における参画の輪の拡大や行政における協働推進の仕組みの整備など、それぞれの立場で必要な環境づくりに努めることを定めています。
- ・第2項は、協働の推進にあたり、まちづくりの主役である市民が主体的に活動できるよう、行政に対して市民の自主性や自立性を損なわないよう配慮することを求めています。

## 第8章 まちづくり

### 第1節 まちづくりの方針

第21条 市民、市議会及び行政は、子や孫に住み継がれるまちを目指し、この章に掲げる特色を生かしたまちづくりに取り組むものとする。

## 【解説】

- ・本章は、十日町市が持つ長所や特徴、まちづくりの課題も踏まえたうえで、将来にわたり子や孫に住み継がれる十日町市の実現のために必要となるまちづくりの考え方を多角的な視点から明らかにしたものです。
- ・十日町市の目指すまちづくりについて、地域の特性に根ざし、重点的に進めるべき施策を分野別に抜き出して表現しています。この章は、全国市町村のまちづくり条例ではほとんど例を見ない条項であり、本条例の特徴のひとつとなっています。
- ・第8章は節立てとし、第1節では、第2節から第6節まで続く分野別のまちづくりの総括として、前文で謳われているように、誇りを持って未来の人たちに手渡せるまちを目指してまちづくりを進めることを明記しています。

## 第2節 ふるさとを育むまちづくり

第22条 市民、市議会及び行政は、地域の特色を生かした学習や体験を通じてふるさとへの愛着を育み、次代を担う人づくりに努めるものとする。

2 市民、市議会及び行政は、地域固有の歴史と伝統を守り、次世代に伝えるまちづくりに努めるものとする。

## 【解説】

- ・第2節からは、十日町市の個性を取り出して、市民、市議会及び行政が協働して努めなければならない方向を掲げています。
- ・第22条は、私たちの「ふるさと」十日町市には、先人たちが築き上げてきた歴史・伝統・文化などのかけがえのない財産があることから、学校教育、生涯教育や地域活動などに生かし、愛郷心を深めることなどによって、地域の次代を担うリーダーなど、人材育成に努めることを明記したものです。
- ・第2項は、地域の歴史や文化を自信と誇りを持って次世代に伝えていくことが大切であると謳っています。
- ・「歴史・伝統」は、火焰型土器や名所・旧跡、里山をはじめ、地場産業、伝統芸能、まつりや地域行事、イベント、偉人、人々の暮らしや繋がり、人情味、食文化など幅広く捉えています。

## 第3節 雪とともに生きるまちづくり

### (雪との共生)

第23条 市民、市議会及び行政は、雪との共生と克雪を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

### (雪を生かしたまちづくり)

第24条 市民、市議会及び行政は、雪を自然の恵みとして生かすとともに、雪の魅力を発信して観光の振興に努めるものとする。

(雪国文化の継承)

第25条 市民、市議会及び行政は、雪国文化を継承し、その保護に努めるものとする。

【解説】

- ・第3節は、前文でも述べているように、「雪」は十日町市の大きな特徴であり、「雪」とともにこの地で住み継いでいくために、進めるべきまちづくりのあり方を示しています。
- ・第23条は、豪雪地であるという事実を受け止め、雪との共生、克雪という命題に取り組む決意を謳っています。地域・集落などにおける自助・共助によって、冬期間の生活を支え合う仕組みを強化するとともに、行政による道路除雪・流雪溝・消雪パイプなどの整備をはじめ、高齢化集落や要援護世帯などへの支援に努めることも盛り込まれています。
- ・第24条は、雪を貴重な資源と捉えたまちづくりを進めることを謳っています。雪室などによる地域産品の高付加価値化やエネルギー利用の研究などの一方、雪の降らない地方にとってこの地域は異空間であることから、冬のイベント（十日町雪まつり、雪原カーニバルなかさと、越後まつだい冬の陣など）の充実や伝統行事（バイトウ、墨塗り、婿投げ、賽の神など）、さらに新たなイベントの創出によって来訪者の増大に努めるとしています。
- ・第25条は、前条で挙げた冬の行事をはじめ、雪国の暮らしの中で培われてきた経験・技術・知恵・工夫などの雪国文化を継承していくことの大切さと、これを積極的に発信することも含めて明記したものです。

第4節 やさしさと支え合いを育むまちづくり

(健康福祉)

第26条 市民、市議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めるものとする。

(子育て支援)

第27条 市民、市議会及び行政は、次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、地域の特色を生かした子育て環境の整備に努めるものとする。

【解説】

- ・第4節は、人々が満ち足りて暮らしていくために、「やさしさ」と「支え合い」を柱としたまちづくりを進めることを謳っています。
- ・第26条は、生きがいを持ち続けるための福祉、健康増進、生涯学習、スポーツ、青少年育成、男女共同参画、ボランティアなど、幅広い観点からまちづくりに取り組むことを謳っています。
- ・第27条は、子どもたちを第一に考えたまちづくりの推進を謳っています。子どもたちの健やかな成長には、安心して出産、育児、子育てができ、さらに等しく学べる環境が必要です。子どもたちの成長を、家庭、学校に任せるのではなく、地域、行政も含め、全体で役割を果たしていこうという考えが根底にあります。

- ・「地域の特色」とは、自然や文化、行事、人材、食文化などや、学校における特色ある地域活動・スポーツ文化活動などを指しています。

## 第5節 豊かさと活力あるまちづくり

(産業振興及び定住促進)

第28条 市民、市議会及び行政は、地域の特性を生かした産業振興を図り、働く場の確保及び定住の促進に努めるものとする。

(観光交流)

第29条 市民、市議会及び行政は、まつり、イベント等の振興を図り、交流人口の増加に努めるものとする。

2 市民、市議会及び行政は、多様な交流を推進し、前項の取組と合わせて広く地域の魅力を情報発信するよう努めるものとする。

(芸術文化及びスポーツの振興)

第30条 市民、市議会及び行政は、芸術文化及びスポーツの振興を図り、心身の豊かさを育むとともに、まちの活性化に生かすよう努めるものとする。

### 【解説】

- ・第5節は、「活力」があって元気なまち、「豊かさ」を実感できるまちを目指して、十日町市ならではの産業振興、観光交流を推進すること及びその重要なキーワードとして芸術文化、スポーツを取り上げ、この活用を掲げています。定住促進や交流人口を増やしていくために、地域の魅力をさらに高めていくという決意が述べられています。
- ・第28条は、地域のブランド（きもの、魚沼コシヒカリ、そば、地酒、妻有ポークなど）を伸展させるとともに、地域資源の活用（6次産業化、自然エネルギーなど）と新たな掘り起こしも行いながら、雇用の場を確保し、若者をはじめとした定住促進へとつながるまちづくりに取り組むことを述べています。
- ・第29条第1項は、様々な資源を活用し、観光交流を柱としたまちづくりを進めることを謳っています。十日町市は、様々な地域資源を活用したまつり（十日町雪まつり、きものまつり、生誕地まつりなど）、イベント（大地の芸術祭、雪原カーニバルなかさと、越後まつだい冬の陣など）等が催されています。また、名所（清津峡、美人林など）・旧跡、温泉（松之山温泉、芝峠温泉など）、ベルナティオ、大地の芸術祭作品群、石彫シンポジウム作品群、キナーレ、農舞台、森の学校キョロロ、ナカゴグリーンパーク、博物館（火焰型土器）、さらに各地域に伝わる伝統行事など豊富な観光資源を有しています。これらのさらなる振興を図るとともに有機的に連携し、「おもてなしの心」をもって多くのお客様を迎え入れることを目指します。
- ・第29条第2項は、様々な単位で行われている交流（友好都市交流、地域間交流、大学交流、産業交流、十日町市出身者との交流、スポーツ交流など）を大切に育て、十日町市のファンを増やしていくこと、また、観光交流の伸展のためには、十日町市の知名度を高めることが重要であり、様々な機会を捉え積極的に情報発信を行うことが謳われています。

- ・第30条は、芸術文化及びスポーツで市民生活を豊かにし、心身の潤いや元気を生み出す源として振興を図るとともに、観光・交流などに積極的に生かすことでまちの活性化につなげることを規定しています。

## 第6節 環境の保全と安全・安心なまちづくり

### (自然との共生)

第31条 市民、市議会及び行政は、地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び行政は、限りある水資源を保護するとともに、河川環境等の保全及び水の有効利用に努めるものとする。

### (地域循環型社会の構築)

第32条 市民、市議会及び行政は、地域資源の効果的な活用により、持続可能な循環型の地域社会の構築に努めるものとする。

### (快適な生活環境の確保)

第33条 市民、市議会及び行政は、地域の環境美化を図り、快適な生活環境の確保に努めるものとする。

### (安全・安心の確保)

第34条 市民、市議会及び行政は、市民の安全・安心な暮らしの確保に努めるものとする。

## 【解説】

- ・第6節は、十日町市にはかけがえのない「自然環境」(森林資源、水資源、棚田、里山の景観など)が多様に存在しているため、この「保全」を図るとともに共生して「安全・安心」で快適な生活環境を保持し、地域循環型社会の構築を目指すことを謳っています。
- ・第31条第1項は、十日町市の豊かな自然環境を将来に渡って守っていこうという意志を表明しています。
- ・第31条第2項は、特に水資源に着目し、森林の水源涵養機能や信濃川、清津川、渋海川など大小河川の水環境を限りある財産として捉え、その保全に努めることを謳っています。一方で、産業、克雪、親水など市民の暮らしに豊かさをもたらす面からの利用については、保全との調和を十分図った中で行っていくことを盛り込んでいます。
- ・第32条は、地域資源の持つ特性を取り上げ、自然エネルギー(水力、地熱、温泉熱、太陽熱など)や森林資源活用(木質ペレット、薪ストーブなど)、きのこ廃菌床の活用、残食材等の堆肥化(有機農業など)をはじめ、農産物等の地産地消を進めることでエネルギー及び食糧の自給率向上に努め、「地域のものは地域で賄い消費する」低炭素・地域循環型社会の構築を目指すことを掲げています。
- ・第33条は、環境美化のための活動(花いっぱい運動、一斉清掃、ごみの減量化、ポイ捨て防止など)を通じて、潤いのある生活環境を保持することを掲げています。
- ・第34条は、防犯や防火、交通安全などの活動に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確

保することを述べています。

## 第9章 地域自治

### (地域自治の尊重)

**第35条** 行政は、地域自治を尊重し、地域の自主性及び自立性を確保するよう努めるものとする。

#### 【解説】

- ・本章は、地域自治について、行政がどのような姿勢を持つべきかを定めています。なお、「地域自治」という用語は、第3条第4号で定義しています。
- ・行政は、課題解決のために行う地域の意思決定や活動を尊重し、「地域自治」を推進することにより公共を支える重層的な仕組みが構築できるものと考えています。
- ・第35条は、行政は、地域自治を尊重することを定めています。そして、さらなる地域自治の推進のために、地域の自主性及び自立性を確保することについても定めています。

### (地域自治組織)

**第36条** 市民は、それぞれの地域の自治を目的とした地域自治組織を設立することができる。

- 2 地域自治組織は、相互の融和と連携を図りながら、行政との協働により、特性を生かした地域づくりを行うものとする。
- 3 行政は、地域自治組織を公共を支えるパートナーとし、当該組織が行う地域の課題解決及び地域振興を図るための活動を支援するものとする。
- 4 地域自治組織に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【解説】

- ・第36条は、地域自治組織について定めています。
- ・地域自治組織は、「地域の身近な課題は、地域住民の自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図る」という地域自治の考え方を行動原理とする組織です。
- ・平成24年度より、まちづくりの主体となる「地域自治組織」(任意の組織)が市内13の地域で設立され、市とともに「公共」を支えるパートナーとして活動しています。
- ・市内の各地域は、隣組、町内、集落、地区、学校区など、様々な単位が輻輳し形成されています。各地域を単体で見た場合、地縁のつながりが比較的強く、一方で地域同士では、歴史・文化も異なります。
- ・第1項は、市民は、自らが暮らす地域の課題解決に向け、自主性・自立性を最も出せる単位で、地域自治組織を設立することができることを定めています。その結果が、現在の13

の組織となります。

- ・第2項は、地域自治組織同士が、相互に繋がりを深め、連携を図るとともに、行政との協働により、特性ある地域づくりを行っていくことを規定しています。具体的には、地域自治組織連絡協議会が設立され、情報交換や意見集約等の取組を進めています。この条例では、「まちづくり」と「地域づくり」は、同義のものと考えています。特性のある「地域づくり」が寄せ集まって「まちづくり」という言葉に包含されるという見方もできます。
- ・第3項は、行政は、地域自治組織を、公共領域をとともに支えるパートナーとして、その活動を支援することを規定しています。支援は財政上の措置に限らず、地域に身近な支所や公民館などが拠点となることなどが挙げられます。
- ・第4項は、既に施行されている「十日町市地域自治推進条例」を指します。第17条第2項、第18条第2項と同じく、既に施行されている条例があるにも関わらず、「別に条例で定める」としたのは、第2条第2項の規定にもあるとおり、この条例と既存条例との関係性を示すためです。

## 第10章 住民投票

第37条 市長は、市政に係る重要な事項について広く住民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民は、市政に係る重要な事項について、市議会議員及び市長の選挙権を有する者の3分の1以上の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市議会は、市政に係る重要な事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決をしたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

4 市長は、前2項の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市議会及び市長は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

6 住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 【解説】

- ・本章は、市政に関する重要事項について、十日町市に住み、生活を営む住民に対し直接その意思を問う住民投票制度を設けることを規定しています。
- ・日本の地方自治は、市長、市議会の双方を住民代表とする二代表制です。住民投票は、住民が直接的に意思表示をする機会を制度として保障し、二代表制を補完する仕組みとして規定されたものです。
- ・住民投票制度には、課題が生じる都度、条例を制定し、住民投票制度を設ける「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に共通する制度を設けておく「常設型」の2種類があります。この条例では、後者の「常設型」の住民投票制度を設けることを規定しています。

- ・本章に規定する「住民」とは、十日町市内に住所を有する人のことをいい、地方自治法第10条第1項の規定を準用したものです。
- ・住民投票は、市政に関する重要な事項について、市議会及び市長による二元代表制を補完する究極の仕組みであることから、十日町市に住み、生活を営む人のための意思表示の機会として設けられたものです。このことから、本条例に定める「市民」と「住民」は区別されます。
- ・第37条第1項は、市長は、市政に関する重要な事項について、自らの判断に基づいて住民投票を実施ができることを明らかにしています。「市政に係る重要な事項」とは、住民生活に大きな影響を及ぼす事案であり、住民に直接その意思を問う必要があることをいいます。
- ・第2項は、住民による住民投票の実施請求の要件について規定しています。住民が住民投票の実施を請求するためには、市議会議員及び市長の選挙権を持つ者の1/3以上の署名をもって市長に対して住民投票の実施を請求する必要があります。これは、地方自治法第76条に定める「議会の解散請求」、同法第81条に定める「長の解職請求」の要件を準用したものです。
- ・第3項は、市議会による住民投票の実施請求について規定しています。市議会による住民投票の発議については、地方自治法第112条に定める「議員の議案提出権」を準用しています。市議会議員の1/12以上の賛成を得て、住民投票の実施の議案を市議会に提出し可決された場合に住民投票の実施を請求することができます。
- ・第4項は、市長は、住民及び市議会から住民投票の実施請求があつた場合には、住民投票を実施しなければならないことを規定しています。
- ・第5項は、住民投票が実施された際に、市議会及び市長に対しその結果を尊重するよう求める規定です。条例に基づく住民投票は、「諮問型」とされ、法的拘束力はありませんが、住民による直接的な意思表示の結果については重く受け止める必要があります。このことから、十日町市を代表する市議会及び市長に対して住民投票の結果を尊重することを課しています。
- ・第6項は、この条例とは別に、住民投票条例を制定することを規定しています。住民投票の実施について必要な事項のうち、本条例に定めのない事項の詳細を住民投票条例で定めることを規定したものです。
- ・この条例に定めのない事項の例として、投票資格者や投票方法、開票の方法などが挙げられます。

## 第11章 国、県等との連携

**第38条** 市は、国及び新潟県と対等な関係の下、適切な役割分担を行い、相互に連携し、協力してまちづくりを進めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する課題及び広域的な課題について、相互に連携し、協力して、その解決に努めるものとする。

### 【解説】

- ・本章は、多様化・広域化する政策課題について、国や県と連携・協力してまちづくりを進めることを明らかにしています。
- ・第38条は、十日町市単独では解決が困難な事案のほか、国、県をはじめ他の自治体（友好都市、防災協定などの自治体を含む）、関係機関と幅広く連携することで効果的にまちづくりの推進を図れることから、国や県等と連携し、対等な関係の下で協力してまちづくりに取り組むことを十日町市の姿勢として規定しています。

## 第12章 雑則

### （条例の検証）

第39条 市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行うものとする。

2 市長は、前項の検証に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講じなければならない。

### 【解説】

- ・本章は、本条例全体に関係する事項のうち、条例の検証などについて規定したものです。
- ・第39条第1項は、この条例が、進展する社会や時代に相応しいものであるために、規定している内容のほか、運用の面からも本条例に関係する制度について検証を行うことを規定しています。検証したうえで、問題がなければ条例の見直しは行われません。
- ・「4年を超えない期間ごと」としたのは、市長の任期が4年であることを踏まえ、その任期中に一度は検証を行うことを趣旨とするものであり、このことによって、本条例及び関連する制度の実効性を担保することを目的としています。
- ・第2項は、検証における市民との情報の共有、意見聴取など、この条例の趣旨に沿った措置を講じることを求めた規定です。

### （委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【解説】

- ・第40条は、この条例の施行に関して本条例に定める内容の他に必要な事項があれば、市長が別に定めることを規定しています。